

～不妊治療（一般不妊治療・生殖補助医療）の 保険診療をご希望の患者様へ～

- 当院では、「法的婚姻関係にあるご夫婦」または「生まれたお子様を認知する意思のあるカップル（事実婚）」であることを確認させていただいております。
- 初回の治療計画書を作成する診察日（日曜・祝日を除く受付時間内）に、ご夫婦でご来院ください。ご主人様のカルテ作成および治療計画書を作成いたします。
 ※ご主人様のご同伴がない場合は、ご来院いただくまで自費診療となります。
 ※ご主人様とご来院の際は、受付にお声がけください（カルテ作成を行います）。

【必要書類】ご来院の際は、下記の書類をお持ちください。

日本国籍同士の方

婚姻状況	必要書類
法的婚姻関係にあるご夫婦	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナ保険証または資格確認書（妻・夫）
法的婚姻関係にないカップル（事実婚）	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本（妻・夫） ・住民票（妻・夫） ・マイナ保険証または資格確認書（妻・夫） ・事実婚夫婦治療同意書（院内にてご用意しております）

外国籍の方を含む場合

婚姻状況	ご夫婦の国籍	必要書類
法的婚姻関係にあるご夫婦	一方が外国籍	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナ保険証または資格確認書（妻・夫） ・日本国籍の方の戸籍謄本
	双方が外国籍	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナ保険証または資格確認書（妻・夫） ・結婚（婚姻）証明書（日本語または英語）
法的婚姻関係にないカップル（事実婚）	一方または双方が外国籍	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国籍の方の戸籍謄本 ・住民票（妻・夫） ・マイナ保険証または資格確認書（妻・夫） ・独身証明書（妻・夫）（日本語または英語） ・事実婚夫婦治療同意書（院内にてご用意しております）

- 現在当院で検査・治療中の方も、ご主人様のカルテ作成と治療計画書の作成が必要となります。初回の治療計画書作成時（日曜・祝日を除く受付時間内）に、ご夫婦でご来院ください。
- 治療計画書は、治療内容の変更があった場合、生殖補助医療の治療周期ごと、または治療内容に変更がない場合であっても6カ月ごとに作成が必要となります。
- 自費診療をご希望の場合は、診察時にご相談ください。